



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
- … (都市整備局市街地整備部民間開発課) ……
- 建築基準法による一団地の区域……………
- … (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課) ……
- 土壤汚染対策法の規定に基づき汚染されている区域の指定 (二件)……………
- … (環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課) ……

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- … (生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……
- 登録販売者試験の実施……………
- … (福祉保健局健康安全全部業務課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- … (産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 都市計画事業の施行……………
- … (建設局公園緑地部計画課) ……

告示

- 東京都告示第八百十五号
- 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第十九号) 第三十九条第一項の規定に基づき国立市下新田土地区画整理組合

の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年五月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 組合の名称
国立市下新田土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成二十二年四月二十八日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区
国立市大字谷保字下新田の一部
- 四 事務所の所在地
府中市本宿町二丁目八番地の一
- 五 設立認可の年月日
平成二十二年四月二十八日
- 六 変更の内容
事業施行期間を平成二十八年三月三十一日まで延長する。
- 七 変更認可の年月日
平成二十六年五月二十七日

東京都告示第八百十六号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二十二号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番
小平市喜平町三丁目七百八十七番四 平成二十六年五月十、同番四十三、八百六十番一、同 月九日
番三及び九百三十一番二
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 (小平市花小金井一丁目六番二十号)

東京都告示第八百十七号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年五月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区豊洲六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図

<支点>

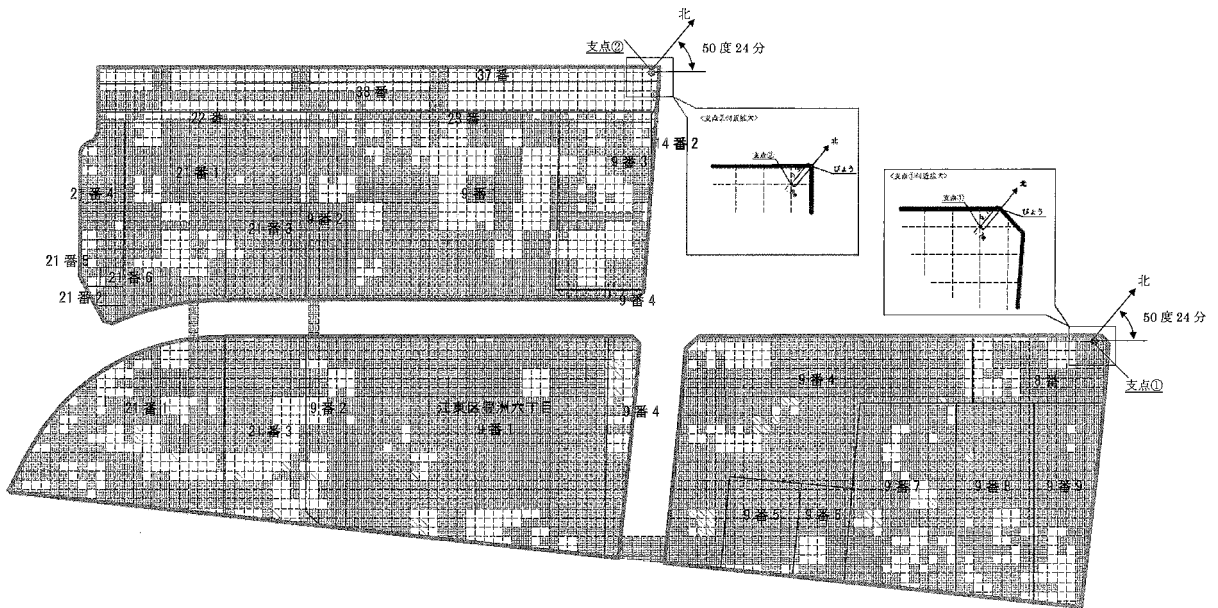
支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびょうから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。
 支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびょうから西へ1.8m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度(50度24分)>

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>

- : 調査対象地
- - - - : 単位区画
- : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域
(平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号並びに平成25年東京都告示第973号により指定した区域)
- ▨ : 形質変更時要届出区域(この告示により指定する区域)



●東京都告示第八百十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

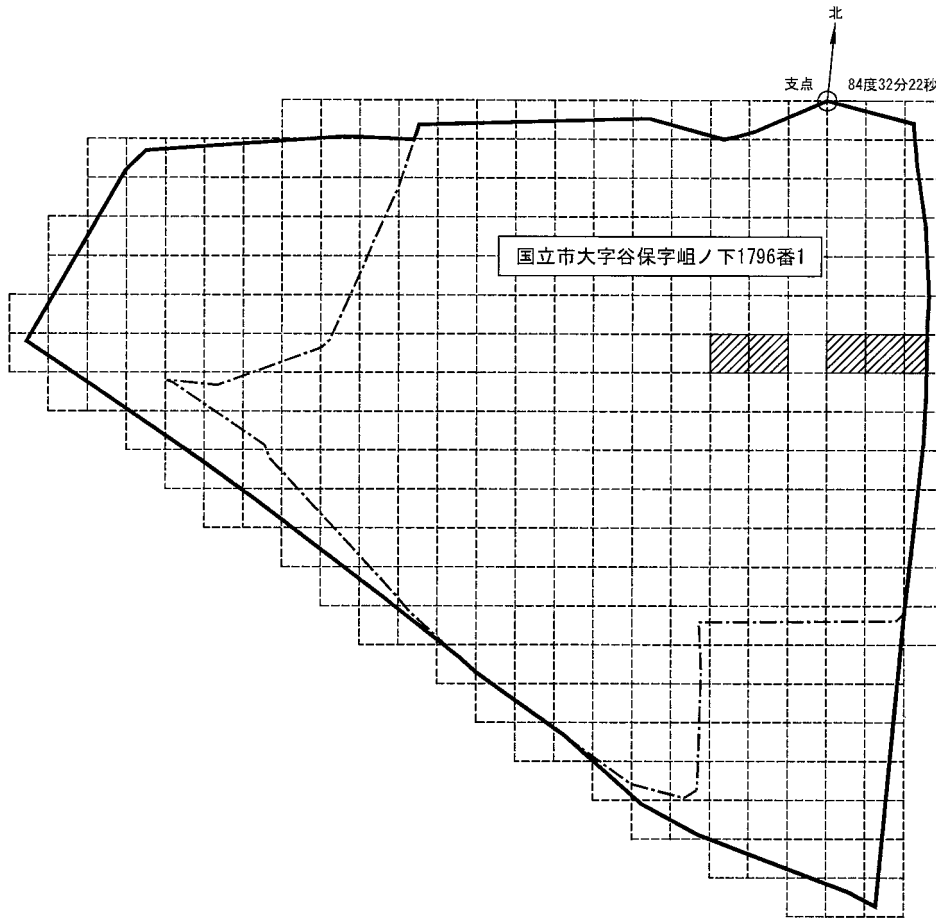
平成二十六年五月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(国立市大字谷保字祖ノ下地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

別図



<支点>
 支点は、敷地境界（国立市大字谷保字岨ノ下1796番1）の最北端とする。

<格子の回転角度> 84度32分22秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>
 — 敷地境界
 - - - 筆境界
 ····· 単位区画
 ▨ 形質変更時要届出区域

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人世界のみなが仲良くなれますように

三 代表者の氏名

川乱 尚子

四 主たる事務所の所在地

東京都葛飾区東新小岩一丁目十八番十一二一六号 デ

ユオシテイ・イースト

五 定款に記載された目的

この法人は、世界各国の文化・風習を理解尊重し相互的な友好関係を築くため、世界平和に貢献する活動を行う。世界平和の大切さを伝える広報活動を通じ、参加型プログラムを実践。子供たちの未来に貢献することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ユースマイル

三 代表者の氏名

川浦 敦也

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市仙川町一丁目三十六番地一 ガウデイVI

二〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、起業を目指す方
に対しての起業についての支援・助言及び情報の提供に
関する事業、学生を対象とした円滑な就職活動の推進を
目的とした支援・援助及び各種講習会・講演会・イベン
ト等の企画・開催に関する事業、中小企業経営について
の支援及び情報の提供に関する事業、地域の特産品の啓
発・振興及びその支援に関する事業、地域の子ども達を
対象とした学習等についての教育及びその支援に関する
事業を行い、起業を目指す方や就職活動を行う若者の支
援、地域経済の活性化及び子どもの健全育成を図り、も
って広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文
のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人災害復興促進協議会

三 代表者の氏名

神山 賢司

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区谷中三丁目一番五―一〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、東日本大震災の
被災者及び被災地域への復興のための支援に関する事業、
放射能汚染対策としての除染技術の研究・開発及びその
結果の公表に関する事業、東日本大震災からの復興に携
わる個人・団体との協力・支援に関する事業、全国の老
朽化したインフラ施設の点検・整備・修繕等の支援・援
助に関する事業を行い、震災からの復興及び安全なイン
フラ整備のための支援を図り、もって広く公益に寄与す
ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プラチナ美容塾

三 代表者の氏名

伊藤 文子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区港南四丁目六番五―一四〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を対象として、介護予防に繋がる
美容法の講座の開催と、学んだ美容法を高齢者施設等に
おいて実践できる美容ボランティア等、介護予防の美容
法の普及啓発に関する事業を通じて、高齢者自らが元氣
になる「自助」と美容ボランティア活動による高齢者同
士の「互助」を支援する「共助」の活動を広めることで、

少子高齢化時代における高齢者の住みやすい環境社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東アフリカ人材育成機構

三 代表者の氏名

福原 学

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野四丁目二十七番九号 ハーモニ

レジデンス上野の杜二〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、東アフリカ諸国の学生(幼児から大学院生)に対する奨学金の支援及び奨学金支援の環境整備に関する支援事業を行い、その奨学金で学んだ学生の事業を支援していくこと並びに地域に貢献しようとしている東アフリカ諸国の社会人に対する事業を支援していくことにより共に発展していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

登録販売者試験の実施について

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第三十六条の四第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年五月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

<p>一 試験日 平成二十六年十月十二日(日曜日)</p> <p>二 試験の時間 午前十時から午後四時まで</p> <p>三 試験場所 駒澤大学駒沢キャンパス(世田谷区駒沢一丁目二十三番一号)又は明治大学和泉キャンパス(杉並区永福一丁目九番一号)</p> <p>四 試験方法 筆記試験</p> <p>五 申請書類 (一) 受験願書(薬事法施行細則(昭和三十六年東京都規則第七十六号。以下「細則」という。)別記様式第九号による。) (二) 写真台帳(細則別記様式第十号に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの) (三) 受験資格を有することを証明する書類 ア 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「規則」という。)第百五十九条の五第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者にあつては、卒業証明書 イ 規則第百五十九条の五第二項第四号に該当する者にあつては、卒業証明書並びに細則別記様式第十一号による実務経験証明書及び当該実務経験証明書を関する勤務簿の写し又はこれに準ずるもの ウ 規則第百五十九条の五第二項第五号に該当する者</p>	<p>にあつては、細則別記様式第十一号による実務経験証明書及び当該実務経験証明書に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるもの</p> <p>エ 受験の申請時において規則第百五十九条の五第二項第四号又は第五号に定める実務経験の期間の要件を満たさない者であつて、試験日前日までの間に当該要件を満たすことが見込まれる者にあつては、細則別記様式第十二号による実務経験見込証明書</p> <p>オ その他知事が必要と認める者にあつては、知識経験を証する書類</p> <p>六 試験手数料 一万三千六百元</p> <p>七 申請書類の受付期間 郵送による申請書類のみ受け付ける。 (平成二十六年六月二十四日(火曜日)から同年七月八日(火曜日)(当日消印有効)まで)</p> <p>八 郵送場所 郵便番号 一六三―八六九六 日本郵便株式会社 新宿郵便局留 東京都福祉保健局健康安全部薬務課 平成二十六年年度登録販売者試験担当</p> <p>九 その他 (一) 問合せ先 東京都福祉保健局健康安全部薬務課登録販売者試験担当 電話〇三(五三三〇)四五二二</p> <p>(二) 試験案内及び受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全部薬務課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所において、平成二十六年六月十六日(月曜日)</p>	<p>から配布する。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十六年五月二十七日</p>
<p>一 店舗名 小林ビル</p> <p>二 店舗所在地 杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号</p> <p>三 設置者名 美濃屋商事株式会社</p>	<p>一 店舗名 サミットストア両国石原店</p> <p>二 店舗所在地 墨田区石原一丁目四十番六号</p> <p>三 設置者名 東京鉛株式会社</p> <p>四 意見 墨田区長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十六年五月二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年五月二十七日から同年六月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 サミットストア両国石原店</p> <p>二 店舗所在地 墨田区石原一丁目四十番六号</p> <p>三 設置者名 東京鉛株式会社</p> <p>四 意見 墨田区長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十六年五月二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年五月二十七日から同年六月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 小林ビル</p> <p>二 店舗所在地 杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号</p> <p>三 設置者名 美濃屋商事株式会社</p>	<p>一 店舗名 サミットストア両国石原店</p> <p>二 店舗所在地 墨田区石原一丁目四十番六号</p> <p>三 設置者名 東京鉛株式会社</p> <p>四 意見 墨田区長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十六年五月二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年五月二十七日から同年六月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>から配布する。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十六年五月二十七日</p>

四 意見

ア 聴取者 杉並区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年五月十二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年五月二十七日から同年六月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

第3秦ビル

二 店舗所在地

杉並区久我山四丁目二番六号

三 設置者名

秦 成夫

四 意見

ア 聴取者 杉並区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年五月十二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年五月二十七日から同年六月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ベルビー赤坂

二 店舗所在地

港区赤坂三丁目一番六号

三 設置者名 東京地下鉄株式会社

四 意見

ア 聴取者 港区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十六年五月十三日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十六年五月二十七日から同年六月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

都市計画公園事業の事業計画の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年五月二十七日

一 都市計画事業の 別表のとおり

種類及び名称 東京都知事 外 添 要 一

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在 別表のとおり

別表

都市計画事業の 事業地の所在 備 考

種類及び名称

立川都市計画公 武蔵村山市中藤 平成二十六年三月二

園事業第九・六 二丁目、中央四 十五日関東地方整備

・三号中藤公園 丁目及び五丁目 局告示第九十六号

並びに本町四丁

目、五丁目及び六丁目地内

発行 東京都 東京都 都 本号 三〇円
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 印刷所 勝美印刷株式会社
定価 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002